

お知らせ News 後期高齢者医療保険では 歯科健診を実施します

☎福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9024

口腔状態の悪化による歯周病予防や、かむ力の低下による誤えん性肺炎予防のため、歯の健康はとても重要です。費用は無料ですので、この機会に歯科健診を受診しましょう。



- 対象者 福島県後期高齢者医療の被保険者で、昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた方(昨年度中に75歳になった方)
●健診期間 6月1日(金)~11月30日(金)
●健診内容 問診、(義)歯・かみ合わせ・歯周組織・えん下の状態など

※指定の歯科医院で実施します。詳しくは、5月下旬に対象者へ送付した通知をご覧ください。
※歯科健診を無料で受診できるのは、1回のみです。
※長期入院中の方や介護施設に入所中の方は、対象とならない場合があります。

お知らせ News 高齢者の憩いの場 「みんなの茶の間」オープン

☎NPO法人しらかわ市民活動支援会 ☎024-8909

『いつ来てもいい、誰が来てもいい、何をしてもいい』をコンセプトに、利用者がゆっくりと自由な時間を過ごせる場所「みんなの茶の間」が、4月からマイタウン白河にオープンしました！



事前の申し込みは必要ありません。皆様のご利用をお待ちしています。運営のお手伝いをしてくれるボランティアも募集中です。

- 開催日 毎週月曜日~土曜日
●時間 午前10時~午後4時
●会場 マイタウン白河2階(本町)

※ご利用は無料ですが、一日100円で喫茶コーナーもお楽しみいただけます。



お知らせ News 介護保険 負担限度額認定

☎本庁舎高齢福祉課 内2725



介護保険施設などを利用する際、低所得の方には負担軽減制度があります。次の要件すべてに該当する方は、お申し込みください(代理申請可)。

- 要件
①本人および同一世帯の方全員が住民税非課税者
②本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税者
③預貯金等合計額が、単身者は1千万円以下、配偶者がいる場合は両方で2千万円以下
●受付期間 6月1日(金)~29日(金)
●申請方法 申請書類を本庁舎高齢福祉課または各庁舎地域振興課に提出(郵送可)
●申請書類
・介護保険負担限度額認定申請書(裏面同意書)
・預貯金等合計額が分かるもの(通帳の写しなど)
・非課税年金の額および種別が分かるもの
※前年度認定者には申請書を送付します。

お知らせ News 高齢者サポーター 養成講座を開講します

☎本庁舎高齢福祉課 内2729

高齢者サロン「あったかセンター」を運営する、高齢者サポーターを養成します。



「あったかセンター」は、高齢者の介護予防や生きがいづくりを目的に、市内36か所の集会所などで月に1~2回開催されています。

- 対象者 4回の講座すべてを受講可能な市内在住の方で、講座終了後にボランティア活動ができる方
●日時 7月6日(金)/午前9時45分から、13日(金)・20日(金)・26日(木)/午後2時から ※各回90分程度
●会場 中央老人福祉センター(北中川原)
●申込期限 6月29日(金)
●申込先 本庁舎高齢福祉課

お知らせ News 個人市民税・県民税の 納税通知書が変わります

☎本庁舎税務課 内2129

今年度から、個人市民税・県民税の納税通知書を、納税する方にとって見やすく分かりやすいものに変更しました。

- 【変更点】
▷通知書をA4サイズのカラーにしました。
▷税額や納め方を分かりやすくするため、レイアウトを工夫しました。
※この通知書は、徴収方法が給与からの差し引き(特別徴収)のみの方、市民税・県民税が非課税の方には送付されません。

普通徴収(ピンク)

- ・期別ごと(第1~4期)の納期限と税額です。
・同封の納付書または口座振替で納めてください。

公的年金からの特別徴収(オレンジ)

- ・公的年金所得にかかる税額です。
・公的年金の支払いの際(年1~6回)、年金から差し引かれ、年金支給者が代わりに納めます。

給与からの特別徴収(緑)

- ・給与支払いの際、給与から差し引かれ、給与支払者(勤務先など)が代わりに納めます。

Table showing tax calculation details with columns for '所得・控除等の計算' and '税額の計算方法'. It includes various income and deduction items and their respective tax rates.

1枚目 今年度の税額・徴収方法が記載されています。

Diagram of a tax notice with callouts explaining sections: '合計年税額' (Total Annual Tax), '徴収方法ごとの内訳' (Breakdown by Collection Method), '公的年金からの特別徴収' (Special Collection from Public Pensions), and '給与からの特別徴収' (Special Collection from Salary).

2枚目 税額の計算方法が記載されています。所得額や控除額・扶養親族数などをご確認ください。

